

県立浜山公園有料施設利用料及び附属設備利用料等 料金改定新旧表

R8/4/1 以降

○体育館 施設利用料

施設名	利用区分				旧	新		
メインアリーナ	専用利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	8：30～12：00	11,140	12,250		
				13：00～17：00	16,710	18,380		
				8：30～17：00	27,860	30,640		
				時間外（1時間単位）	4,450	4,890		
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～12：00	83,600	91,960		
				13：00～17：00	125,400	137,940		
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～17：00	209,000	229,900		
				時間外（1時間単位）	33,430	36,770		
				アマチュアスポーツに利用する場合	8：30～12：00	55,730	61,300	
					13：00～17：00	83,600	91,960	
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～17：00	139,330	153,260		
				時間外（1時間単位）	22,280	24,500		
アマチュアスポーツに利用する場合	8：30～12：00	167,200		183,920				
	13：00～17：00	250,800		275,880				
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～17：00	418,000	459,800					
	時間外（1時間単位）	66,870	73,550					
サブアリーナ	専用利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	8：30～12：00	3,490	3,830		
				13：00～17：00	5,240	5,760		
				8：30～17：00	8,740	9,610		
				時間外（1時間単位）	1,380	1,510		
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～12：00	26,260	28,880		
				13：00～17：00	39,400	43,340		
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～17：00	65,680	72,240		
				時間外（1時間単位）	10,500	11,550		
				アマチュアスポーツに利用する場合	8：30～12：00	17,500	19,250	
					13：00～17：00	26,260	28,880	
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8：30～17：00	43,780	48,150		
				時間外（1時間単位）	6,990	7,680		
		回数券		児童・生徒	8：30～12：00	52,540	57,790	
					13：00～17：00	78,810	86,690	
			その他の者（一般）	8：30～17：00	131,360	144,490		
				時間外（1時間単位）	21,010	23,110		
		専用利用ではない	児童・生徒			1人2時間まで	80	80
			その他の者（一般）			1人2時間まで	160	170
回数券	児童・生徒		1枚	800	800			
	その他の者（一般）		1枚	1,600	1,700			
小体育室	専用利用	8：30～12：00			440	480		
		13：00～17：00			670	730		
		8：30～17：00			1,140	1,250		
		時間外（1時間単位）			170	180		
	専用利用ではない	児童・生徒		1人2時間まで	80	80		
		その他の者（一般）		1人2時間まで	160	170		
		回数券	児童・生徒	1枚	800	800		
			その他の者（一般）	1枚	1,600	1,700		
多目的室	専用利用	8：30～17：00の間の1時間単位			360	390		
		その他の時間の1時間単位			430	470		
控室	専用利用	1時間単位			40	40		
トレーニング室	専用利用	8：30～17：00の間の1時間単位			980	1,070		
		その他の時間の1時間単位			1,190	1,300		
	専用利用ではない	児童・生徒		1人2時間まで	160	170		
		その他の者（一般）		1人2時間まで	330	360		
		回数券	児童・生徒	1枚	1,600	1,700		
			その他の者（一般）	1枚	3,300	3,600		

○体育館 附属設備利用料

附属設備名		料金区分	旧	新
放送設備		1日(各施)	2,580	2,580
給湯室		1 日	1,150	1,260
電光得点表示装置	大型(2台1対)	1 日	2,050	2,250
	中型(2台1対)	1 日	1,550	1,700
	小型(1台)	1 日	420	460
長机(体育館のうち多目的室以外で利用する場合)		1 台	60	60
椅子(体育館のうち多目的室以外で利用する場合)		1 脚	30	30
冷暖房設備 (専用利用の場合)	メインアリーナ	1時間	13,940	15,330
	サブアリーナ	1時間	1,530	1,680
	小体育室	1時間	200	220
	多目的室	1時間	450	490
	控室(1室につき)	1時間	90	90
	トレーニング室	1時間	340	370

県立浜山公園有料施設利用料及び附属設備利用料等 料金改定新旧表

R8/4/1 以降

○陸上競技場・補助競技場・球技場 施設利用料

施設名	利用区分				旧	新
陸上競技場	専用利用	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	8：30～12：00	3,090	3,390
				13：00～17：00	4,640	5,100
				8：30～17：00	7,750	8,520
				時間外（1時間単位）	1,230	1,350
		その他の者（一般）		8：30～12：00	7,750	8,520
				13：00～17：00	11,620	12,780
				8：30～17：00	19,370	21,300
				時間外（1時間単位）	3,090	3,390
		入場料を徴収する場合	児童・生徒	8：30～12：00	6,190	6,800
				13：00～17：00	9,290	10,210
				8：30～17：00	15,500	17,050
				時間外（1時間単位）	2,460	2,700
	専用利用ではない	児童・生徒		8：30～12：00	15,500	17,050
				13：00～17：00	23,250	25,570
				8：30～17：00	38,750	42,620
				時間外（1時間単位）	6,190	6,800
		その他の者（一般）		8：30～12：00	30	30
				13：00～17：00	40	40
				8：30～17：00	70	70
				時間外（1時間単位）	10	10
補助競技場	専用利用	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	8：30～12：00	1,200	1,320
				13：00～17：00	1,790	1,960
				8：30～17：00	3,010	3,310
				時間外（1時間単位）	470	510
		その他の者（一般）		8：30～12：00	3,010	3,310
				13：00～17：00	4,520	4,970
				8：30～17：00	7,530	8,280
				時間外（1時間単位）	1,200	1,320
		入場料を徴収する場合	児童・生徒	8：30～12：00	2,400	2,640
				13：00～17：00	3,600	3,960
				8：30～17：00	6,020	6,620
				時間外（1時間単位）	950	1,040
	専用利用ではない	その他の者（一般）		8：30～12：00	6,020	6,620
				13：00～17：00	9,040	9,940
				8：30～17：00	15,080	16,580
				時間外（1時間単位）	2,400	2,640
		児童・生徒		8：30～12：00	30	30
				13：00～17：00	40	40
				8：30～17：00	70	70
				時間外（1時間単位）	10	10
球技場	専用利用	児童・生徒		8：30～12：00	50	50
				13：00～17：00	80	80
				8：30～17：00	130	140
				時間外（1時間単位）	20	20
		その他の者（一般）		8：30～12：00	1,230	1,350
				13：00～17：00	1,850	2,030
				8：30～17：00	3,090	3,390
				時間外（1時間単位）	480	520
球技場	専用利用	児童・生徒		8：30～12：00	3,090	3,390
				13：00～17：00	4,640	5,100
				8：30～17：00	7,750	8,520
				時間外（1時間単位）	1,230	1,350
		その他の者（一般）		8：30～12：00	3,090	3,390
				13：00～17：00	4,640	5,100
				8：30～17：00	7,750	8,520
				時間外（1時間単位）	1,230	1,350

○陸上競技場・補助競技場・球技場 附属設備利用料

附属設備名		料金区分	旧	新
放送設備		1日(各施	2,580	2,580
テント		1日1張	880	880
陸上競技場	会議室	1時間	360	390
	役員室	1時間	360	390
	役員控室	1時間	360	390
	トレーニング室(会議室2-1)	1時間	360	390
	トレーニング室(会議室2-2)	1時間	360	390
	湯沸室	1 日	1,150	1,260
	写真判定装置	1 日	6,920	7,610
	電光掲示板	1時間	4,660	5,120
光波距離計		1 日	1,100	1,210

○陸上競技用器具 利用料

器具名	単位	旧	新
競技会に必要な用器具	1日1式	5,800	5,800
やり	1日1本	70	70
円盤	1日1個	70	70
砲丸	1日1個	70	70
ハンマー	1日1個	70	70
投擲角度標識	1日1組	50	50
投擲距離標識	1日1組	210	210
スターティングブロック	1日1台	70	70
ハードル	1日8台	170	170
ハードル運搬車	1日1台	170	170
3000mSC移動障害物	1日1式	170	170
走高跳用支柱・バー及びバー止め	1日1組	170	170
走高跳用マット	1日1組	170	170
走高跳用高度計	1日1本	170	170
棒高跳用支柱・バー及びバー止め	1日1組	170	170
棒高跳用マット	1日1組	170	170
バー上げ器	1日1組	50	50
棒高跳用高度計	1日1組	210	210
リボンロッド	1日1個	70	70
走幅跳・三段跳用距離標識	1日1組	210	210
マラソン距離標識	1日1式	210	210
マラソン用親時計	1日1個	600	600
ピストル	1日1個	70	70
バトン	1日1本	50	50
ストップウォッチ	1日1個	170	170
電気メガホン	1日1個	170	170
ワイヤレスマイク	1日1本	170	170

県立浜山公園有料施設利用料及び附属設備利用料等 料金改定新旧表

R8/4/1 以降

○野球場・少年野球コーナー 施設利用料

施設名	利用区分			旧	新
野球場	入場料を徴収しない場合	職業野球団	8：30～12：00	44,830	49,310
			13：00～17：00	51,240	56,360
			8：30～17：00	108,880	119,760
			時間外（1時間単位）	12,810	14,090
		児童・生徒	8：30～12：00	3,530	3,880
			13：00～17：00	4,040	4,440
			8：30～17：00	8,580	9,430
			時間外（1時間単位）	1,010	1,110
		その他の者（一般）	8：30～12：00	8,950	9,840
			13：00～17：00	10,240	11,260
			8：30～17：00	21,750	23,920
			時間外（1時間単位）	2,560	2,810
	入場料を徴収する場合	職業野球団	8：30～12：00	89,660	98,620
			13：00～17：00	102,480	112,720
			8：30～17：00	217,760	239,530
			時間外（1時間単位）	25,620	28,180
		児童・生徒	8：30～12：00	7,060	7,760
			13：00～17：00	8,080	8,880
			8：30～17：00	17,160	18,870
			時間外（1時間単位）	2,020	2,220
		その他の者（一般）	8：30～12：00	17,900	19,690
			13：00～17：00	20,480	22,520
			8：30～17：00	43,500	47,850
			時間外（1時間単位）	5,120	5,630
少年野球コーナー	児童・生徒		8：30～12：00	310	340
			13：00～17：00	470	510
			8：30～17：00	810	890
			時間外（1時間単位）	120	130
	その他の者（一般）		8：30～12：00	1,650	1,810
			13：00～17：00	2,460	2,700
			8：30～17：00	4,120	4,530
			時間外（1時間単位）	650	710

○野球場・少年野球コーナー 附属設備利用料

附属設備名			料金区分	旧	新
放送設備			1日(各施)	2,580	2,580
テント			1日1張	880	880
野球場	会議室 1		1時間	360	390
	会議室 2		1時間	360	390
	湯沸室		1 日	1,150	1,260
	冷暖房設備	本部席	1時間	240	260
		第2本部席	1時間	240	260
		放送室	1時間	240	260
		記録室	1時間	240	260
		医務室	1時間	240	260
		記者室	1時間	240	260
		審判員室	1時間	240	260
		審判員休憩室	1時間	240	260
		事務室	1時間	240	260
		更衣室 1	1時間	150	160
		更衣室 2	1時間	150	160
		控室 1	1時間	150	160
		控室 2	1時間	150	160
		会議室 1	1時間	60	60
		会議室 2	1時間	60	60
	照明設備（職業野球）	1500 Lux (100%)	30分	37,850	41,630
		1000 Lux (70%)	30分	28,600	31,460
		750 Lux (50%)	30分	22,700	24,970
		500 Lux (30%)	30分	18,300	20,130
		300 Lux (15%)	30分	9,450	10,390
	照明設備（児童・生徒）（その他の者）	1500 Lux (100%)	30分	7,570	8,320
		1000 Lux (70%)	30分	5,720	6,290
		750 Lux (50%)	30分	4,540	4,990
		500 Lux (30%)	30分	3,660	4,020
		300 Lux (15%)	30分	1,890	2,070

県立浜山公園有料施設利用料及び附属設備利用料等 料金改定新旧表

R8/4/1 以降

○テニスコート 施設利用料

施設名	利用区分			旧	新
テニスコート	専用利用	児童・生徒	8：30～17：00の間の1時間単位	270	290
			その他の時間の1時間単位	320	350
		その他の者 (一般)	8：30～17：00の間の1時間単位	590	640
			その他の時間の1時間単位	700	770
	専用利用で はない	児童・生徒	8：30～17：00の間の1時間単位	60	60
			その他の時間の1時間単位	70	70
		その他の者 (一般)	8：30～17：00の間の1時間単位	130	140
			その他の時間の1時間単位	150	160

○テニスコート 附属設備利用料

附属設備名		料金区分	旧	新
放送設備		1日(各施	2,580	2,580
テント		1日1張	880	880
照明設備	8灯利用	1面1時間	920	1,010
	4灯利用	1面1時間	610	670